

訪問介護サービスにかかる 重要事項説明書



令和6年 6月 1日現在

このパンフレットは、お客様が訪問介護（ホームヘルプサービス）の契約にあたって、お客様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	訪問介護事業所コスモス
所在地	松山市別府町365-1
指定事業所番号	3870105602
連絡先	TEL 089-953-5890 FAX 089-953-5900
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	平日 午前9時00分～午後5時00分 年末年始 休日（12月30日～1月3日、祝日）
通常サービス提供実施地域	松山市内（旧北条市、旧中島町を除く）
事業の目的	要介護状態にある者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

◎ 当事業所の職員体制

※ () 内の数字は、男性の人数です。

		資格	常勤	非常勤	計
サービス 従事者	訪問 介護 員	介護福祉士	3人 ()	3人 ()	6人 ()
		ホームヘルパー養成 研修修了者(1・2級)	0人 ()	1人 ()	1人 ()
		(その他) 管理者(兼務) 事務職員	1人	1人	1人 1人

○訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了したものです。

○介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

◎ **こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。**

介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。

身体介護

ホームヘルパーが

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体整容
(爪きり・耳かき・髪を梳くなど)



身体の清拭・洗髪



入浴介助



食事介助



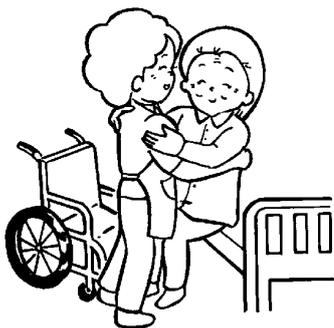
体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院・外出介助



生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



衣服の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り



◎ 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。



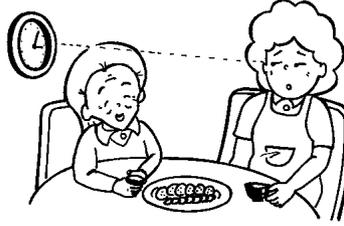
利用者本人以外の洗濯・調理
買い物・布団干し



主として利用者が使用する
居室等以外の掃除



来客の応接
（お茶、食事の手配など）



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



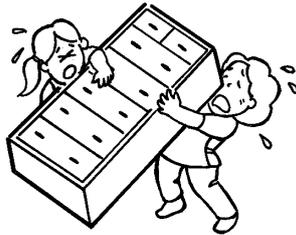
草むしり



花木の水やり



ペットの世話
（犬の散歩など）



家具・電気器具等の移動、
修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、
ペンキ塗り



園芸
（植木の剪定など）



特別な手間をかけて行う
料理（おせち料理など）

○サービスの内容は変更することができますので、変更を希望される場合は、担当者（管理者：佐々木 紀子・連絡先 089-953-5890）までご相談ください。

◎サービスの利用料は、国の定める介護報酬の額の1割、2割または3割負担となっています。

利用料の種類は、次の種類があります。

- ① 身体介護が中心である場合
- ② 生活援助が中心である場合
- ③ 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

◎ 具体的な利用料は、次の表の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。次の表の「利用料」が自己負担していただく目安の金額です。

身体介護	提供時間		日中（午前8：00～午後6：00まで）				
			20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分 以上
利用料 (特定事業所加算後)	1割		196円	293円	464円	680円	30分ごとに 98円
	2割		392円	586円	928円	1,360円	30分ごとに 197円
生活援助	提供時間		日中（午前8：00～午後6：00まで）			生活援助は1回70分まで	
			20分以上 45分未満	45分以上 70分以下			
	利用料 (特定事業所加算後)	1割	215円	264円			
		2割	430円	528円			

(注) 前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空ける必要があります。

(その他加算等次ページ)

※ 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分して、身体介護にかかる利用料に生活援助部分（下表）を加算いたします。

		日中（午前8：00～午後6：00まで）				
		提供時間	20分以上	45分以上	70分以上	
介護と生活援助が混在する場合	（特定事業所加算後） 利用料	1割	78円	156円	234円	1回 70分 まで
	2割	156円	312円	468円		

※日中（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から午前8時	午後6時から午後10時	午後10時から翌朝午前6時
加算割合	25%	25%	50%

※お客様の身体的理由により1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、ケアプランに基づき2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

<p style="text-align: center;">特定事業所 加算</p>	<p>厚生労働大臣の定める訪問介護事業所の基準に適合している場合、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき下記単位数を所定単位数に加算します。</p> <p style="text-align: center;">特定事業所加算（I）所定単位数の100分の20に相当する単位数</p>
<p style="text-align: center;">初回加算</p>	<p>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。</p> <p style="text-align: center;">200円/月（2割の場合400円/月）</p>
<p style="text-align: center;">生活機能向上連携加算Ⅰ</p>	<p>利用者に対して、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等からの助言（カンファレンス等）を受けられる体制を構築し助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合、初回の訪問介護を行った月以降3か月の間に限り算定します</p> <p style="text-align: center;">100円/月（2割の場合200円/月）</p>
<p style="text-align: center;">生活機能向上連携加算Ⅱ</p>	<p>訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に、初回の訪問介護を行った月以降3か月の間に限り算定します。</p> <p style="text-align: center;">200円/月（2割の場合400円/月）</p>
<p style="text-align: center;">緊急時訪問介護 加算</p>	<p>利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。</p> <p style="text-align: center;">100円/1回（2割の場合200円/月）</p>
<p style="text-align: center;">同一建物 居住者に 対する減算</p>	<p>事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合</p> <p style="text-align: center;">所定単位数の90%を算定</p>
<p style="text-align: center;">介護職員等 処遇改善加算 Ⅴ（7）</p>	<p>適切なサービスを保つため介護保険法で定められた加算です。 利用料の16.3%をご負担いただきます。 * 支給限度額管理の対象外</p>

◎ 交通費

- 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
（※）通常のサービス提供地域については、2ページに記載しています。
- 買い物時や薬の受けとり時の交通費 → お客様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ 電話代

お客様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ キャンセル料

サービス提供の24時間前までに通知することにより、サービス利用を中止することができますが、通知なくサービス利用を中止した場合キャンセル料が発生致します。

1,000円／1訪問につき

*ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

◎ その他の料金

- 介護保険が適用されないサービスを利用する場合、お客様の全額自己負担となります。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料（サービス費用の全額）を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額ご負担していただくこととなります。



◎ 緊急時の対応方法

(方針)

サービス提供中に利用者様の病状の急変された場合、その他必要な場合には、あらかじめ確認した主治医（かかりつけ医）ならびにご家族様に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

緊急時の連絡先及び対応可能時間

訪問介護事業所コスモス	(電話) 089-953-5890 (対応可能時間) 9:00~17:00
かかりつけ医療機関等	別紙にて連絡先ならびに対応可能時間をお知らせします。

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

○お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 事故発生時の対応

○当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

○当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。
当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	居宅介護事業者賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	保険契約者：医療法人ゆうの森 訪問介護事業所コスモス 保険対象：訪問介護事業の活動遂行に起因する対人・対物事故の損害賠償
賠償できる事項	当事業所の訪問介護員が利用者またはそのご家族の生命・身体・財産に損害をあたえたとき
当事業所の連絡担当者	(氏名) 管理者 佐々木 紀子 (連絡先) 089-953-5888

◎ 虐待の防止について

○当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者ならびに責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者・責任者	(管理者) 佐々木紀子
-----------------	-------------

- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備しています。
- ・ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催しています。
- ・ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・ 虐待に関する相談窓口

(当事業所の窓口) 訪問介護事業所コスモス

管理者 佐々木紀子

連絡先 (089) 953-5890

受付時間(平日) 午前9時～午後5時00分

(市町村の窓口) 松山市 長寿福祉課

連絡先 (089) 948-6949

受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分

◎ プライバシーについて

○当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。
契約終了後も同様です。



○サービス担当者会議などお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様の同意が必要となりますので、別に作成する同意書(「訪問介護利用契約における個人情報使用同意書」)に記名・押印いただくこととなります。

◎ **こんな場合はこちらまで**

①担当者と連絡を取りたい場合

089-953-5890

②予約していたサービスの利用を中止したい場合
すみやかにこちらまでご連絡ください。

089-953-5890

③サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当事業所の窓口)

訪問介護事業所コスモス 管理者 佐々木 紀子	連絡先 (089) 953-5890 受付時間 (平日) 午前9時~午後5時
---------------------------	---



(自治体の窓口)

愛媛県国民健康保険団体連合会 (介護福祉課 介護保険班)	連絡先 (089) 968-8700 受付時間 (平日) 午前8時30分 ~午後5時15分
松山市 介護保険課 (事業者指定・指導担当)	連絡先 (089) 948-6968 受付時間 (平日) 午前8時30分 ~午後5時15分
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会)	連絡先 (089) 998-3477 受付時間 (平日) 午前9時~12時 午後1時~午後4時30分

◎ **ケアマネジャーや主治医(かかりつけ医)との連携**

○当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医(かかりつけ医)との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

○また、お客様がケアプラン(居宅サービス計画)の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。

◎ **第三者評価の実施の有無**

○実施しておりません。

◎ **当事業所の法人概要**

法人名	医療法人ゆうの森
法人種別	医療法人
法人所在地	松山市別府町444-1
代表者氏名	理事長 永井康徳
電話番号・FAX	TEL 089-911-6333 FAX 089-911-6334

訪問介護の提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

訪問介護事業所コスモス

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から訪問介護等の提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者（または代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との関係)